

第2号様式の3

平成25年度第2回法務省総合評価委員会審議概要

開催日及び場所	平成25年10月31日(木) 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成25年4月1日から平成25年7月31日まで	
【工事】		(備考)
抽出対象案件	総件数 0 件	
類 高度技術提案型	0 件	
型 標準Ⅰ型	0 件	
標準Ⅱ型	0 件	
簡易型 (一般タイプ)	0 件	
簡易型 (施工実績タイプ)	0 件	
【業務】		(備考)
抽出対象案件	総件数 1 件	
類 標準型	0 件	
型 簡易型	1 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

意見・質問	回答
<p>(議題) 総合評価落札方式の実施状況について</p> <p>意見なし</p> <p>(議題) 抽出案件の審議 [山形刑務所職員宿舍等実施設計業務]</p> <p>評価は誰が行っているのか。</p> <p>技術提案書の作成方法について、文字の大きさに規定はあるのか。</p> <p>入札説明書に記載のある技術提案書の作成方法について、「簡潔に」とはどういう趣旨であるか。</p> <p>その趣旨を表すためには「簡潔に」という言葉では不明確ではないか。「簡潔に」は必要ないのではないか。</p> <p>技術提案内容がお互いに酷似している提出者がいることは問題にならなかったのか。</p> <p>提案内容が酷似している状況がある場合、総合評価という方法が機能していないといえるのではないか。</p> <p>情報開示請求があった場合でも、他社の技術提案資料は公表されないのか。</p>	<p>建築担当が2人，電気設備担当が1人，機械設備が1人，積算担当が1人です。</p> <p>文字の大きさに規定はありません。</p> <p>直接技術提案に関係がなく，評価対象とならないことを記載しないようにという趣旨です。</p> <p>おっしゃるとおりです。国交省のガイドラインに沿った表現としていますが，補足説明の追加を検討します。</p> <p>総合評価は作文の評価ではないので，提案内容で評価を行っています。</p> <p>具体的な内容の部分で差が出ます。 基本設計は施設課が行うため，実施設計において参加業者の自由は限定されます。そのため提案内容が似ることもあります。</p> <p>公表しません。</p>

意見・質問	回答
<p>技術提案内容において酷似している内容が散見されることは事実である。同じ内容の技術提案書が書けてしまうような提案項目を設定することは、適切ではないのではないか。</p> <p>ヒアリングは行わないのか。</p> <p>(議題) 平成25年度総合評価落札方式の中間報告について</p> <p>簡易型の評価点が低いのはなぜか。</p>	<p>今後検討します。</p> <p>必要であれば行うことはできます。</p> <p>施工実績が少ないことが理由の一つです。</p>